

TRIMBLE PROTECTION PLAN（保証プラン）規約

1 定義

[次の言葉は、本規約では本条で定める意味を有するものとします。]

- 1.1 「環境起因傷害」とは、「ハードウェア製品」がその使用者によりマニュアル及び仕様書に従って使用されている場合のほこり、熱、湿気及び潮風による傷害を意味するものとします。
- 1.2 「修正」とは、実質的に仕様に合致しないバージョンの「ソフトウェア製品」を修正するための誤りの訂正その他のバージョンアップを意味するものとします。
- 1.3 「大幅なアップグレード」とは、大幅な新機能が「ソフトウェア製品」に加えられたとき、または、新機能を備えた新「ソフトウェア製品」が現在の製品ラインにある「ソフトウェア製品」と置き換えられたときを意味するものとします。トリンプルは、何が大幅な新機能および大幅なアップグレードであるかを決定する単独の裁量権を有するものとします。
- 1.4 「小規模な更新」とは、現在の「ソフトウェア製品」の機能を増強することを意味するものとします。
- 1.5 「保守整備」とは、調整および校正を意味するものとします。
- 1.6 「ハードウェア製品」とは、トリンプル保証書に記載されているトリンプルのハードウェア製品を意味するものとします。
- 1.7 「サイテック製品販売店」とは、トリンプルが認定した米国またはカナダのサイテック製品販売店を意味するものとします。
- 1.8 「ソフトウェア製品」とは、購入者が購入した「ハードウェア製品」と共に提供されるトリンプル保証書に記載された（ソフトウェアが、ファームウェアとしてハードウェア回路に組み込まれている、フラッシュメモリーに組み込まれている、または、磁気媒体その他の媒体に記憶されている）コンピューターソフトウェア製品、または、単独で作動する独立型のコンピューターソフトウェア製品を意味するものとします。
- 1.9 「技術サポート」とは、Eメール、インターネットのチャット、リモート診断用器具または電話によりトリンプルから提供される技術的な援助行為を意味するものとします。
- 1.10 「トリンプル」とは、トリンプルおよび/またはその関係会社を意味するものとします。

1.11 「消耗」とは、「ハードウェア製品」の機能に影響を与えない「ハードウェア製品」の表面的な損傷を除き、「ハードウェア製品」の繰り返しの使用によりその「ハードウェア製品」が仕様書に記載されたとおりに機能しないという傷害を生じることを意味するものとします。

1.12 「購入者」とは、トリンプル保証書に記載された購入者または会社を意味するものとします。

2 「ソフトウェア製品」の「保証プラン」

[本条は、トリンプル保証書に記載された「ソフトウェア製品」に適用されます。]

2.1 **「ソフトウェア製品」の「保証プラン」の適用.** 「保証プラン」に規定された期間、購入者は、トリンプルが、トリンプル製品の購入者への通常の引渡し手続きに従った通常の救済措置として、追加料金無しで、「ソフトウェア製品」の「修正」および「小規模な更新」を受けることができます。購入者が、「ハードウェア製品」または「保証プラン」を、トリンプルから直接ではなく、トリンプルの認定販売店から購入した場合は、トリンプルは、自己の裁量で、「修正」または「小規模な更新」を行った「ソフトウェア製品」を最終的に購入者へ引き渡すためにトリンプル認定販売店へ送付します。トリンプルによって、「大幅なグレードアップ」、新製品または実質的に新ソフトウェアの発売と確認されたものは、本条に規定する「ソフトウェア製品」の救済措置から明らかに除かれるものとします。

2.2 **「ソフトウェア製品」の「保証プラン」の不適用.** トリンプルは、次の「ソフトウェア製品」については、救済措置を行う義務は無いものとします。

- (a) トリンプルの許可無く、改ざんまたは変更された「ソフトウェア製品」、
- (b) トリンプルが支援しない第三者ソフトウェアまたはハードウェアとの相互作用による問題がある「ソフトウェア製品」、または、
- (c) 購入者の誤使用、不適當または不十分なインストール、維持管理または保管による問題がある「ソフトウェア製品」

3 「ハードウェア製品」の「保証プラン」

[本条は、トリンプル保証書に記載された「ハードウェア製品」に適用されます。「ハードウェア製品」のうち追加の保証および/または規約が適用されるものがあります。追加の規約については、本規約第8条（特別規約）を参照してください。]

3.1 **「ハードウェア製品」の「保証プラン」の適用.** トリンプル保証書に記載された「ハードウェア製品」の保証期間の間、トリンプルは、「ハードウェア製品」が製品仕様書に従い、材料および製造上の欠陥が無く作動することを保証します。次の第3.2条に定めるほか、「保証プラン」は次の傷害を保証します。

- (a) 「消耗」から生じる傷害、

- (b) 「環境起因傷害」、および、
- (c) トリプルの電力供給装置の急激な電圧変化による傷害

3.2 **「ハードウェア製品」の「保証プラン」の不適用.** 「保証プラン」は、以下の条件および範囲において適用されます。

(a) 「ハードウェア製品」が、トリプルの作成した適切な操作マニュアルおよび仕様書に従って、適切にかつ正しく設置され、設定され、接続され、維持され、保管され、かつ、操作されていること、および、

(b) 「ハードウェア製品」が、改造、誤使用、または、悪用されていないこと

「保証プラン」は以下の場合には適用されず、トリプルは、以下の場合に生じた不具合または性能問題には責任を負わないものとします。

(a) トリプルによって製造、供給または規定されたものではないハードウェア製品またはソフトウェア製品、情報、データ、システム、インターフェース、または、デバイス（第三者によりガイダンスまたはステアリングコントロールされているハードウェア製品またはソフトウェア製品を含む）と「ハードウェア製品」との結合または利用、

(b) トリプルの標準的な仕様以外の、または、それに追加した仕様に従った「ハードウェア製品」の使用、

(c) 「ハードウェア製品」の許可無しの設置、改変または使用、

(d) 偶発的事故による損傷、

(e) 落雷その他の放電、または、トリプル以外の者が製造した電力供給装置の急激な電圧変化（本規約第 8.3 条に規定されたものを除く）、

(f) 淡水または塩水の浸水または噴霧（仕様書に記載が無い場合は除く）、または、自然災害、洪水、火事、竜巻、ハリケーン、地震その他の予測不能または防止不能な自然現象またはトリプルの管理不能な災害を含む「ハードウェア製品」が想定していない環境条件への露出、または、

(g) 表面的な損傷

トリプルは、「ハードウェア製品」を使用して得られた結果について何らの保証もしないものとします。

4 トリプル認定販売店から購入した「ソフトウェア製品」等の修理

購入者が、「ソフトウェア製品」、「ハードウェア製品」または「保証プラン」を、トリプルから直接ではなくトリプル認定販売店から購入した場合は、購入者は、

(a) 修理手続きについて購入先のトリプル認定販売店に問い合わせるか、または、

(b) 故障した「ソフトウェア製品」および/または「ハードウェア製品」を適切なトリプルの認定サービス店に送付することができるものとします。

トリプルまたはトリプルの認定サービス店は、故障した「ソフトウェア製品」または「ハードウェア製品」を修理して購入者へ返送します。トリプルまたはトリプルの認定サービス店は、故障した「ソフトウェア製品」または「ハードウェア製品」を修理するために新品または新品同様の交換部品を使うことができるものとします。修理交換

された部品は全てトリプルの所有物となるものとします。

5 オーストラリアにおける消費者の保護

「ハードウェア製品」には、オーストラリア消費者保護法によって除外されてはならない保証が適用されることとなります。購入者が、「ハードウェア製品」をオーストラリアで購入した場合は、購入者は、重大な故障による交換または払い戻し、および、損失または損傷が合理的に予測できる場合の補償を求めることができます。さらに、購入者は、「ハードウェア製品」が受入れ可能な品質ではないが、それが重大な故障ではないときは、「ハードウェア製品」の修理または交換を求めることができます。「保証プラン」は、購入者が、オーストラリア消費者保護法により有する強制的な権利および救済に追加されるものです。

6 「保証プラン」購入および更新のための追加条件

- 6.1 購入者が購入した「ハードウェア製品」は、それに添付された「保証プラン」にふさわしい優良な使用状態であることが必要です。購入者は、「保証プラン」を購入したときに、各「ハードウェア製品」の正確かつ有効なシリアルナンバーをトリプルに提示するものとします。
- 6.2 購入者が、「保証プラン」の購入後に、虚偽または誤解されやすい情報をトリプルに提示したときは、トリプルは、「保証プラン」によるサービスの提供を拒否するか、「保証プラン」を終了する権利を有するものとします。
- 6.3 「保証プラン」またはファクトリーワランティ(工場保証)に規定された購入者の保証が、90日以上経過して期間満了となったときは、「保証プラン」を更新するには追加の費用がかかるものとします。

7 保証の否定/責任の制限

本規約に本条と異なる条件が規定されている場合を除いて、「ソフトウェア製品」、「ハードウェア製品」および関連書類は、「現状のまま」提供されたものとし、トリプルおよび創作、製造、インストールまたは販売に関与した第三者による商品性および特定目的の適合性を含む他のいかなる明示的または黙示的ないかなる保証も無いものとします。前述の保証は、購入者のデータから生じた性能問題には適用されず、また、トリプルは、購入者のデータから生じた性能問題に責任を負わないものとします。「ハードウェア製品」、「ソフトウェア製品」および関連書類の品質および性能についての全てのリスクは、購入者にあるものとします。

黙示的な保証の排除が許可されていない法律を持つ国・地域があるため、上記の排除が購入者に適用されないことがあるものとします。

トリプルは、GPS (グローバル・ポジショニング・システム) の衛星の操作もしくは操作失敗または GPS の衛星信号の有効性について責任を負わないものとします。トリプルおよび「ハードウェア製品」の創作、製造、インストールまたは販売に関与した第三

者は、事前に損害の発生が知らされていたとしても、また、購入者とトリンプル間で何らかの取引が行われていたとしても、「ハードウェア製品」およびその同封書類に関する状況または法的理論に従った間接的、特別の、偶発的または結果的な損害（営業利益の損失、営業の中断、営業情報の喪失その他の金銭上の損失を含みこれらに限定されない）について、いかなる場合も責任も負わないものとします。

米国のある州および地域は、結果的または偶発的損害に対しての責任の排除または制限を許可していないので、上記の制限が購入者に適用されないことがあるものとします。また、購入者が消費者である場合は、その購入者は、トリンプルまたは購入者が「ハードウェア製品」または「保証プラン」を購入した法人または個人に対して、消費者保護法に従った追加の権利を持つこともあるものとします。

8 特別規約

- 8.1 **トータル・ステーションおよびスキャナー.** 購入者が、トータル・ステーションまたはスキャナー用の「保証プラン」を「保守整備」付で購入した場合は、購入者は、当該「保証プラン」を購入した各年に1回、「ハードウェア製品」の調整および較正を受けることができるものとします。「保守整備」は、購入者の有する「保守整備」の期間内に、当該業務を行う資格を持つトリンプルのサービス担当者か、または、各地域にあるトリンプル・サービス・センターが行うものとします。
- 8.2 **SX10 および SX12.** 第 8.1 条にもかかわらず、購入者の「ハードウェア製品」が、SX10 または SX12 であり、購入者が、「保証プラン」を「保守整備」付で購入した場合は、購入者は、当該「保証プラン」を購入した各年に1回、「ハードウェア製品」の調整および較正を受けることができるものとします。「保守整備」は、購入者の有する「保守整備」の期間内に、当該業務を行う資格を持つトリンプルのサービス担当者か、または、各地域にあるトリンプル・サービス・センターが行うものとします。
- 8.3 **NETR9 および Alloy.** 購入者の「ハードウェア製品」が NETR9 または Alloy レシーバーである場合は、本規約第 3.2 条の規定にもかかわらず、適切に取り付けられた電圧抑制装置と共に使用された場合は、「保証プラン」は、落雷その他の放電による損害を補償するものとします。
- 8.4 **「RAPID REPLACE (緊急交換対応)」（アグリカルチャー製品限定).** 購入者が、「緊急交換対応」をトリンプル以外の第三者から購入した場合は、その「緊急交換対応」の期間中、購入者の「ハードウェア製品」が、本規約第 3.1 条に規定された「保証プラン」を満たしていない場合は、当該「緊急交換対応」を設定した「ハードウェア製品」または付属品の緊急交換を行うために、トリンプルの認定販売店に連絡することができるものとします。認定販売店は、購入者の「ハードウェア製品」の不具合を確認するために、トリンプルの技術サポート部門に連絡するものとします。トリンプルの認定販売店は、欠陥のある「ハードウェア製品」を(i) 販売店の在庫から新品の「ハードウェア製品」か、また

は、(ii) トリンプルから緊急輸送される「ハードウェア製品」と交換するものとします。トリンプルの認定販売店は、購入者の「ハードウェア製品」をトリンプルに送付し、交換用の「ハードウェア製品」を購入者へ引き渡すものとします。トリンプルの認定販売店は、交換した「ハードウェア製品」に必要な据付作業を行うものとします。交換品の供給のために返品された全ての「ハードウェア製品」は、トリンプルの所有物となるものとします。

8.5 「Trimble Protected Premium (トリンプル延長保証プレミアム)」

購入者が、「トリンプル延長保証プレミアム」を購入された場合は、購入者の「保証プラン」は、「ハードウェア製品」の偶発的事故による損傷も保証されるものになりますものとします。トリンプルは、購入者による「ハードウェア製品」の操作中または使用中に落下、転倒によりその「ハードウェア製品」が損傷した場合、購入者の「ハードウェア製品」を修理するための部品および修理費用を負担するか、または、新品または修理調整された「ハードウェア製品」と交換するかを（トリンプルの裁量により）行うものとします。トリンプルが購入者の「ハードウェア製品」を一度交換したときは、購入者の「保証プラン」は、目的を達成し、保証期間は終了するものとします。偶発的事故による損害の補償は、「保証プラン」の購入時に始まり、トリンプルの工場出荷時保証と同時に進行し、「保証プラン」の期間中継続するものとします。偶発的事故による損害補償は、「ハードウェア製品」の取り扱いおよび使用における盗難、紛失、無謀なまたは乱暴な取り扱いによる損傷、表面的および/または「ハードウェア製品」の機能に影響しない損傷、自然災害による損傷、または、購入者と販売店またはトリンプル・サービス・センター間での「ハードウェア製品」の移動中の損傷には、適用されないものとします。購入者が、「Trimble Protected Premium (トリンプル延長保証プレミアム)」を一括して購入され、購入者の「ハードウェア製品」の全部または一部が交換された場合は、購入者の「ハードウェア製品」に適用された「Trimble Protected Premium (トリンプル延長保証プレミアム)」のハードウェア製品保証の部分のみが終了し、購入者が購入した「ソフトウェア製品」に適用される部分は有効に存続するものとします。購入者は、購入した「トリンプル・アクセス」または「トリンプル・サイトワークス」のライセンスを別の「ハードウェア製品」に移して、「ソフトウェア製品」を「Trimble Protected Premium (トリンプル延長保証プレミアム)」が期間満了になるまで使用することができるものとします。

8.6 「サイテック製品販売店」からの「EARTHWORKS ON MACHINE SYSTEM」の購入

本第 8.6 条は、購入者が、「Earthworks On Machine System」と「トリンプル・プレミアム保証」を「サイテック製品販売店」から購入した場合に、第 8.5 条に代わって適用されるものとします。トリンプルは、「Earthworks On Machine System」（ケーブル、ブラケットなどのシリアルナンバーが付いていない部品を含む）を構成する「ハードウェア製品」が、その操作中または使用中に落下、降下または振り落としにより損傷した場合は、その「ハードウェア製品」を修理する部品および労務費またはそれを新品または修理調整された「ハードウェア製品」と交換する費用を（トリンプルの裁量により）負担するものとし、このトリンプルの負担は、「トリンプル・プレミアム保証」が期間満了となるまで何回で

も繰り返されるものとします。

9 雑則

9.1 **保険証書**．本規約は、保険証書ではないものとします。

9.2 **本規約の譲渡**．本規約は、(i) トリンプルにより、本規約第 3.1 条に従った製品交換の選択と実施による新品の「ハードウェア製品」に、または、(ii) 購入者により、「ハードウェア製品」の販売または移転による新たな所有者に譲渡されるものとします。「保証プラン」の所有権の移転の通知がトリンプルになされるものとし、新所有者は、トリンプルに登録するものとします。トリンプルは、トリンプルに登録しなかった被譲渡人または被移転者に対して「保証プラン」に従った行為を行うことを強制されることはないものとします。

9.3 **完全な了解および変更**．本規約は、本規約に定める事項についての両当事者の完全な了解を記載するものであり、これ以前または同時になされた表明、了解または合意に完全に優先し、それらを無効とするものとします。いかなる本規約の変更も、トリンプルの代表者により署名された書面によらない限り効力を持たないものとします。

9.4 **準拠法、裁判管轄および裁判地**．本規約およびこれに関して発生した議論、主張または論争は、現地の法で明らかに禁止されていない限り、「法の抵触に関する原則」の適用を除いて、以下に定める適用地域の法に従うものとします。購入者が、「ハードウェア製品」、「ソフトウェア製品」または「保証プラン」を：

- (a) 米国で購入された場合：本規約は、「法の抵触に関する原則」の適用を除いて、カリフォルニア州法および適用可能な米国連邦法に従うものとします。
- (b) カナダで購入された場合：本規約は、カナダのオンタリオ州法に従うものとします。
- (c) 上記以外の地域で購入された場合：本規約は、オランダ法に従うものとします。本規約に関して生じたいかなる主張または議論も、オランダのaintホーフエで行われる「国連国際商取引法委員会」(「UNCITRAL」)の定める仲裁法に従った拘束力のある仲裁に付されるものとします。仲裁は、UNCITRALの規則に従って選任された一人の仲裁人により、英語で行われるものとします。各当事者が、仲裁手続き中に自己の立場を支持する書面および証言による証拠を提示する合理的な機会を与えられた後で、仲裁人は、書面でその理由が述べられている拘束力のある最終的な決定および裁定を発表するものとします。仲裁の裁定は、裁判管轄のある裁判所により執行されることができるとものとします。
- (d) 国際物品売買契約に関する国連条約は、本規約には適用されないものとします。それにもかかわらず、トリンプルは、裁判管轄のある裁判所に差し止め請求を求めることができるものとします。